

12月定例町議会

町の基本構想や

補正予算など16議案を可決

12月8日から20日までの13日間を会期として、12月定例町議会が開催されました。

今議会では、横芝町基本構想や横芝町税条例の一部改正、一般会計補正予算など16議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。（一般質問については来月号に掲載します。）

▼議案

◆横芝町基本構想

町の行政運営の基本となる基本構想が、目標年次に達したため、今後の地域経済の変動や住民意識の変化等を考慮し、21世紀における新たな基本構想を定めた。

◆横芝町税条例の一部改正

◆横芝町健康保険税条例の一部改正
◆町税の徴収等の特例に関する条例の廃止
これら3案は、町県民税・固定資産税・国民健康保険税を1枚の納付書で納付する従来の集合税方式を、単独税方式に変更するため関係条例を改廃するもので、町県民税・固定資産税を4期で、国民健康保険税を8期の納期でそれぞれの税目ごとに納付するよう改めた。

◆横芝町介護保険条例の一部改正

被保険者の利便と事務の効率化を考慮し、普通徴収による介護保険料の納期を国民健康保険税の納期と同一とした。

◆横芝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

公営住宅施行令等の一部改正に伴い、町営住宅の入居資格を改めた。

◆一般職の職員給与に関する条例の一部改正

県が行政職の給料表の全面的な改正を行ったことにより、これに準じ一般職の職員の給料表を7級制から8級制に切り替えるとともに、厳しい経済・社会情勢等を踏まえ、期末手当の支給率引き下げ及び扶養手当の改正等を行った。

◆議会の議員の報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正
◆特別職の職員給与及び旅費等に関する条例の一部改正
これら2案は、議員及び特別職の期末手当の支給率を一般職の職員に準じて引き下げるとともに、旅費の支給根拠となる職務の級について所要の改正を行った。

◆特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正
一般職の職員の給料表切替えに伴う、非常勤特別職の費用弁償、教育長の旅費及び一般職の職員の旅費の支給の根拠となる職務の級について所要の改正を行った。

◆動産の買入れ

条例に基づく、契約金額が700万円以上となる動産（健康管理パソコンシステム）の買入れについて、購入契約を締結することを可とした。

◆平成12年度横芝町一般会計補正予算

議員・特別職及び一般職の給与と改定等に伴う人件費を減額す

るほか、国・県支出金、前年度繰越金及び町債等を財源として、空港連絡バス運行に係る駐車場整備費及びバス購入、老人保健特別会計繰出金など合計497万8千3百円を追加し、総額5億454万6千5百円とした。

◆平成12年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算

国庫支出金、前年度繰越金、連合会支出金等を財源として、不足が見込まれる高額療養費及び拠出額が確定した老人保健拠出金、介護保険制度に関する相談・指導車両の購入費用など1億518万5千円とした。

◆平成12年度横芝町老人保健特別会計補正予算

支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金を財源として、不足が見込まれる医療給付費及び医療費支給費に749万9千4百円を追加し、総額1億746万6千3百円とした。

◆平成12年度横芝町農業集落排水事業特別会計補正予算

職員の給与と改定に伴う人件費6万円を減額し、総額1億718万7千8百円とした。

◆平成12年度横芝町介護保険特別会計補正予算

職員の給与と改定に伴う人件費49万6千円を追加し、総額5億123万5千6百円とした。

